



「新型コロナウイルス感染症対策」について

亀山市は、4月24日(金)、本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期するとともに、国の特別定額給付金(仮称)の支給事業をはじめとする本市独自の各種対策を支援するため、部長級をリーダーに組織横断的な9名の職員によって構成する「新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト・チーム」を設置しました。これにより、特別定額給付金の申請から給付までの事務手続きが速やかに行えるよう、その体制を整えます。

さらに、GW期間を含む5月1日(金)から29日(金)まで、休業や失業等による生活に関する相談・支援体制を強化するため、市総合保健福祉センターあいあい「緊急生活相談窓口」を開設します。また、5月2日(土)・3日(日)の両日、中小企業・小規模事業者の皆様への資金繰りの申請手続きの緊急支援のため、市役所2階・産業建設部において「セーフティネット保証の認定申請窓口」を臨時開設しますので、ご利用いただきますようご案内します。

一方、市民生活を支える行政サービス維持のため、4月23日(木)より庁舎における感染リスク分散を目指した「職員体制の3割削減」に取り組むとともに、対面による手続きの抑制を目指し、マイナンバーカードの普及とあわせ郵送による行政手続き(郵便入札を含む)の利用促進を進めていきます。

また、今般の国および県の緊急対策を踏まえ、本市では現在、新型コロナウイルス感染症に関する総合対策として、市独自の「緊急政策パッケージ」の取りまとめを行っています。特別定額給付金の支給や金融支援など、市民ならびに事業者の皆様への緊急対応が望まれていることから、連休明けの亀山市議会臨時会(5月7日)への補正予算提案を通じて、総力をあげた速やかな取り組みを進めていきます。

なお、学校の臨時休業期間については、亀山市ならびに亀山市教育委員会として5月31日(日)まで延長することを決定しました。詳細は、教育長から説明します。

さて、大型連休に入りましたが、まだまだ予断を許さない状況が続くと考えられます。市民の皆様方には、生活の維持に必要な場合を除く移動を自粛いただきますとともに、ご家族やご友人に本市への帰省や訪問をお控えいただくような働きかけなど、感染拡大防止への行動をお取りいただくようお願いいたします。また、今後の本市が進める新型コロナウイルス感染症に関する各対策について、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。